

提出書類(譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除去がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合)

提出書類		入手先	注意点
①	被相続人居住用家屋等確認申請書	綾部市ホームページ	・空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。添付書類は共有します。
②	被相続人の住民票の除票の写し	綾部市 市民環境部 市民・国保課	・コピーは原則不可です。 ・相続発生日以降の所得日であれば有効期限はありません。 ・住民登録されていた世帯員全員が記載された除票住民票の写しをお願いします。
③	相続人の住民票の写し	住所を置いて いる市町村の 窓口	・コピーは原則不可です。 ・相続人が複数いる場合、全員の住民票の写しが必要です。 ・所得日は譲渡日以降に所得してください。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・被相続人の死亡後、若しくは老人ホーム入所後から2回以上転居している方は、戸籍の附票の提出が必要です。
④	家屋又は敷地等の売買契約書の写し	不動産事業者等	・契約書すべての写しが必要です。 ・譲渡日に変更があった場合、変更後の譲渡日が分かる覚書等も必要です。
⑤	敷地の登記事項証明書及び家屋の閉鎖事項証明書	法務局	・コピーは原則不可です。 ・登記事項証明書の提出が難しい場合や、換価分割の場合は遺産分割協議書等をご提出ください。 ・未登録物件の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等を提出してください。
⑥	以下のいずれか一つ		
(i)	使用中止日が確認できる書類(電気)	電気事業者	・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。
	使用中止日が確認できる書類(水道)	綾部市 上下水道部 上水道課	・相続から譲渡までの間に使用中止されている必要があります。
	使用中止日が確認できる書類(ガス)	ガス事業者	
(ii)	宅建業者が「現状空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告	宅地建物取引業者	・宅地建物取引業者による公告が行われているものに限ります。 ・空家を既に解体した後に、「敷地のみの広告をしたもの」は認められません。 例)宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの
(iii)	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。
⑦	被相続人が老人ホームに入所していた場合(ただし、H31年4月1日以降の譲渡が対象)		
(i)	要介護・要支援認定を受けたことを証する書類	被相続人が生前所持していたもの	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書などを提出してください。
(ii)	老人ホームの名称・所在地・施設の種類が確認できる書類(入所時の契約書等)	入所先の老人ホーム等	・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所されていたことを確認します。
(iii)	使用中止が確認できる書類	各事業所	・⑥(i)と同じ書類
	老人ホームが保有する外出、外泊等の記録	入所先の老人ホーム等	・使用中止日が確認できる書類がない場合のみ必要です。
	その他		・上記書類が提出できない場合は、ご相談ください。

※空家の相続人が複数いる場合、①「被相続人居住用家屋等確認申請書」以外の書類は、人数分の部数を提出する必要がありますので、各一通を用意してください。